

さんざん
なごみ
のとう
人のお
成め
新おす

■問合せ
室蘭年金事務所
(お客様相談室)
☎0143-50-1004 籍
住民課住民・戸
年金グループ
☎74-3002

20歳を迎えると、様々な権利とともに義務も生まれます。国民年金に加入することもそのひとつです。

皆さんの中には、「年金なんて先のことから関係ない。」なんて思っている人はいませんか？

国民年金は、老後の生活保障だけでなく、万が一、病気やケガで障害が残ったときや、一家の働き手が亡くなったときなど、あなたやあなたの家族を守ってくれます。

ただし、加入の届出や保険料の納め忘れがあると年金が受けられないこともあります。

「あの時に・・・」と後悔する前に、国民年金に加入しましょう。

なお、学生の方や収入が少なく保険料の納付が困難な方の場合、「学生納付特例」や「若年者納付猶予」など保険料の支払いを猶予する制度があります。

ので、ご利用ください。

◆年金事務相談所開設

老後の生活を支える柱として欠かせないのが年金です。

当日は、室蘭年金事務所の職員の方が相談員として対応します。

■日時 2月6日(木) 10時30分～15時30分

■場所 洞爺湖町役場 302号会議室

※年金手帳をご持参ください。

策対納収
のから
おの
湖町
部本
爺本
洞推
進知

■問合せ
税務財政課財政グループ
☎74-3003

国民健康保険税の納め忘れはありませんか

国民健康保険制度は相互扶助制度で、皆さんに納めていただいた国民健康保険税を財源として活用させていただいております。

しかしながら、高齢化社会、高度医療化を背景に医療費の支出は年々増加しており、国民健康保険税を滞納いたしますと、

国民健康保険制度の財政運営に多大な支障となるため、特別な事情なく滞納した場合、納期限

を守って納付されている方との公平性を保つため、次のような措置を講じております。

国民健康保険法に基づく措置

①年度内に国民健康保険税が完納されない場合は、有効期限が通常より短い3ヶ月の「国民健康保険短期被保険者証」が交付され、収納担当窓口での納付相談後の交付となります。また

国保の給付(高額療養費等)の全部又は一部を差し止め、その保険給付金を滞納している国民健康保険税に充当することがあります。

②国民健康保険短期被保険者証が交付された以降も、納付の意思が見受けられず完納の見込みがない場合は、医療機関の窓口で全額自己負担いただく「国民健康保険被保険者資格証明書」が交付されることがあります。

地方税法に基づく措置
督促状や催告書等を通知しても支払いに応じない場合は、財産調査の上、滞納処分(預金・給与・不動産等の差押)を行うことがあります。

特別な事情により、納期限までに納付が困難な場合は、お早めにご相談ください。

平成26年度競争
入札参加資格申請
書を受付けます

■問合せ・提出先
情報・総務課管財グループ
☎74-3000

平成26年度の建設工事、設計測量及び道路清掃などの競争入札参加資格申請書の受付を行います。平成25・26年度の登録申請をすでに済ませている事業所は不要です。受付終了日近くには混雑が予想されますので、お早めに提出してください。

■受付期間 2月3日～2月28日まで(郵送提出)

■受付時間 9時～17時(正午～13時は除く)

■申請書 (社)北海道土木協会作成の市町村統一様式

◆詳細はホームページか総務課まで連絡ください。

無料法律相談会開催

「金銭」「相続」「夫婦間」「交通事故」「消費者問題」のトラブルなどの相談に応じます。

1月

■日時 1月16日(木) 13時30分～15時

■場所 あぶたふれ合いセンター

■担当 奈良泰哉弁護士

■日時 2月6日(木) 13時30分～15時

■場所 観光情報センター

■担当 高村真人弁護士

◆2日前の17時までに予約をしてください。

行政に関わるくらしの無料相談会開催

相続手続き、遺言書の作成や、契約手続き、また官公署に提出する書類の作成などの相談に応じます。

■日時 2月21日(金) 9時30分～12時

■場所 あぶたふれ合いセンター

■申込み

北海道行政書士会室

蘭支部(☎76-3538・担当後藤)

または住民課住民・戸籍年金グループ

■問合せ
住民課住民・戸籍年金グループ
☎74-3002